

< 第 4 期障害福祉計画における「主要テーマ」の取組み状況 >

(主要テーマ 1) 「身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築」

< 特に関連する成果目標 > 障害者の地域生活の支援

< 特に関連する活動指標 > 相談支援

< 主な取組み状況 >

指定特定相談支援事業者の参入促進に向け、都へ指定申請を行い区独自に「相談支援従事者初任者研修」(参加 33 名)を実施した。その結果、区内の指定特定相談支援事業者は、平成 26 年度末の 22 事業所から 41 事業所に拡大した。相談支援従事者対象研修の実施、自立支援協議会で作成した指定特定・児童相談支援事業者向け「計画相談マニュアル」の配布等により、相談支援の質の向上及び実務に対する疑義解消などの課題解決に向けた支援を行った。高齢者、障害者、子育て家庭などから広く相談を受ける「福祉の相談窓口」の 27 地区での展開に伴い、地域障害者相談支援センターとあんしんすこやかセンターの連携を図るため、会議参加による課題の共有、実務マニュアルの整備などを行った。

(主要テーマ 2) 「地域生活を支援するための、居住支援と地域支援の一体的推進」

< 特に関連する成果目標 > 福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行

< 特に関連する活動指標 > 居住系サービス

< 主な取組み状況 >

施設入所から地域での生活へ移行した方について、状況の把握を行った。精神科病院における地域移行の対象者について、病院や区内の関係機関と連携し、地域移行の意向について状況把握を行った。短期入所は 3 年間で 16 人分の新たな居室を確保し、合計 104 人となった。また、グループホームは 3 年間で 63 人分の開設を確保した。地域における障害者の新たな住まいの場について課題の検討を行った。また、平成 29 年 3 月、不動産関係団体、区内福祉団体、NPO 法人などの参加のもとで、住まいの確保に関する課題解決に向けた協議などを行う居住支援協議会を設立した。重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業では、重症心身障害児に該当しない「医療的ケアが必要な在宅の障害児」について平成 29 年度からの対象者に加えた。

（主要テーマ3） 「ライフステージに応じた多様な社会参加」

< 特に関連する成果目標 > 福祉施設から一般就労への移行

< 特に関連する活動指標 > 日中活動系サービス、障害児通所支援

< 主な取り組み状況 > :

障害児等保育のあり方や医療的ケア児への保育のあり方について検討を行い、障害児等保育の方向性、及び平成28年度以降の事業展開を定めた。平成29年2月1日に、医療的ケアを必要な子どもを対象に児童発達支援「障害児保育園ヘレン経堂」が開設、同年3月より居宅訪問型保育事業「ほわわびじっと1」及び「障害児訪問保育アニー」が区内で事業を開始した。

平成29年3月に、医療的ケア児の保護者や関係機関向けに、保健・医療、福祉サービス、保育・子育て、教育等の情報を掲載した「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を発行した。

区立小学校全校に「特別支援教室」を設置し、発達障害等の児童に対する支援の充実を図った。

子どもの放課後の居場所について、放課後等デイサービスにおいて利用者が適正なサービスを受けられるよう、事業者への支援を行った。

これまで支援の谷間となっていた高校・大学世代の発達障害者を対象とした事業として、ピアサポートによる支援の場「みつけばルーム」を開設し、社会参加のモチベーションを高めるためのプログラムを実施した。

高齢化や体力低下などにより一般就労が難しくなった障害者への転職・離職支援、障害者施設の利用について、障害者就労支援センター、相談支援事業所、総合支所保健福祉課等が連携して支援等に取り組んだ。

いずれも詳細は次ページ以降のとおり。